別　記

**各　　種　　様　　式**

第　１　号　　農業改良資金貸付資格認定申請書

第　２　号　　（削除）

第　３　号　　農業改良資金貸付資格認定申請書（特例対象者用）

第　４　号　　農業改良資金貸付資格認定申請書の送付通知

第　５　号　　農業改良資金貸付資格認定に係る貸付残高照会通知

第　６　号　　農業改良資金貸付資格認定に係る貸付残高回答通知

第　７　号　　農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書：認定用

第　８　号　　農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書：不認定用

第　９　号　　農業改良資金貸付資格認定審査結果の送付通知

第　10　号　　（削除）

第　11　号　　（削除）

別記様式第１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

**農業改良資金貸付資格認定申請書**

　群馬県知事　　　　　　　様

住　所

氏　名　 印

　農業改良資金融通法（昭和３１年法律第１０２号）第３条第１項の農業改良資金の貸付けについて、貸付資格の認定を受けたいので、申請いたします。

　なお、本申請書（別添を含む。）及び貴県が保有する農業改良資金の貸付残高に関する情報を、関係機関に対して提供することに同意いたします。

　（別添）

　　　県基本要綱第３の１に定める借入申込希望書及び経営改善資金計画書を添付する。別記様式第３号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

**農業改良資金貸付資格認定申請書**

**（特例対象者用）**

　群馬県知事　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

 氏　名　　 印

　農業改良資金制度運営基本要綱（平成１４年７月９日付け経営１４第１９３１号農林水産事務次官依命通知）第４条の６の規定に基づき、農業改良資金の貸付資格の認定を受けたいので、申請いたします。

　なお、本申請書（別添を含む。）及び貴県が保有する農業改良資金の貸付残高に関する情報を、関係機関に対して提供することに同意いたします。

（注１）　　　経営第１９３１号農林水産事務次官依命通知。以下「運用基本要綱」という。）

 第４の１の（１）及び（２）までに定める貸付対象者をいう。

（注２）関係機関とは、運用基本要綱第３の６で定める貸付けの手続きにおいて関係す　　　る公庫又は融資機関とする。

（別添）

　認定生産製造連携事業計画又は認定総合化事業計画を添付すること。

　知事が求めた場合は、運用基本要綱第４の６の（１）に基づき公庫が定めた借入れの申込みに係る書類の写しを添付すること。別添（別記様式第３号附属）

|  |  |
| --- | --- |
| 　受　理　機　関 |  |

１　農業改良資金の借受けの概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 償還期間 | 据置期間 | 　資金交付　希 望 日 | 　　　借り受けようとする事業費及び申請額 |
| 　 事業量 | 　 事業費 | 　　申請額 |
|  年 |  年 |  月　　日 |  |  千円 |  千円 |

|  |
| --- |
| 申　　　請　　　者　　　の　　　概　　　要 |
| 申請者の氏名又は名称、主たる事業所（場）の所在地、設立時期（個人にあっては事業開始の時期）、事業の概要、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業員数 |  |

２　認定製造事業者等又は促進事業者による農業改良措置の支援の概要

 （１）農業改良措置を支援するための措置の内容

|  |
| --- |
|  |

　（２）支援によって改善される農業者の農業経営の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　区　　　　　　分 | 　　　　　　具体的作物家畜名等 |
| □新農業部門の経営の開始□新加工事業の経営の開始□農畜産物の生産方式の導入□農畜産物の販売方式の導入□農畜産物の加工品の生産方式の導入□農畜産物の加工品の販売方式の導入 | 例　　　変更前　　　　→　　　　　変更後　 春まき小麦 　　春まき小麦プラウ耕起～破土　　　 （プラウ耕起）破土・整・整地～施肥・は種 　　地・施肥・は種コンビドリルを導入することにより、春まき小麦の播種体型を変更。破土・整地・施肥・は種が１工程で可能となり、労働時間の軽減や適期は種作業を可能とし、コストの削減及び品質の向上が図られる。 |

　　※区分欄において該当する選択肢に ※農業改良措置（農業経営の改善）の内容が明確になるよ

 「レ」を記すこと。 うに記載すること。

３　計画期間

 　 令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

４　支援先の農業者等の氏名及び居住地

|  |  |
| --- | --- |
|  氏　　　　　名 |  　 住　　　　　　　　　　所 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

５　農業改良資金の借入れにより設置する施設

 （１）支援先の農業者等の農業経営に必要な施設の設置

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設置年度 | 施設等の規模・能力等 | 　事業費 | 　　設置効果（作業の効率化等） |
|  |  　㎡(台) |  　千円 |  |
| 　施設等の設置場所 |
| □特例対象者の倉庫等に設置・保管□農業者のほ場に設置□農業者の倉庫等に設置・保管□その他（ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

（注１）　施設の設置は支援先の農業者等のために行うものとする。

（注２）　導入施設が複数ある場合は施設ごとに記入すること。

（注３）　導入施設に関する見積書等、融資機関が指示する書類を添付すること。

（注４）　施設等の設置場所については、該当する選択肢に「レ」を記すこと。なお、その他の

場合には具体的に記入すること。

（注５）　促進事業者が支援先の農業者等に代わって当該施設を設置する場合は、施設の改良以外のものに限る。

　（２）農業改良措置を支援するための加工施設の改良、造成又は取得

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設置年度 | 加工施設等の規模・能力等 | 　事業費 | 　　農畜産物等の加工内容 |
|  |  　㎡(台) |  　千円 |  |

（注１）　施設の設置は支援先の農業者等のために行うものとする。

（注２）　導入施設が複数ある場合は施設ごとに記入すること。

（注３）　導入施設に関する見積書等、融資機関が指示する書類を添付すること。

（注４）　当該加工施設の取得等は促進事業者に限る。

　（３）農業改良措置を支援するための販売施設の改良、造成又は取得

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設置年度 | 販売施設等の規模・能力等 | 　事業費 | 　　農畜産物等の販売内容 |
|  |  　㎡(台) |  　千円 |  |

（注１）　施設の設置は支援先の農業者等のために行うものとする。

（注２）　導入施設が複数ある場合は施設ごとに記入すること。

（注３）　導入施設に関する見積書等、融資機関が指示する書類を添付すること。

（注４）　当該販売施設の取得等は促進事業者に限る。

６　支援先の農業者等から調達する農畜産物等の調達計画

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　年度 | 農畜産物等の種類 | 農畜産物等の調達総量 Ａ | 支援先の農業者等の氏名 | 支援先の農業者等からの調達数量 Ｂ | 新規又は拡充量(トン) | 調達量の割合 (％)　Ｂ／Ａ | 備考 |
| 初年度(　　年度) |  |  |  |  |  |  |  |
| ２年目(　　年度) |  |  |  |  |  |  |  |
| ３年目(　　年度) |  |  |  |  |  |  |  |
| ４年目(　　年度) |  |  |  |  |  |  |  |
| ５年目(　　年度) |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 最終年度(　　年度) |  |  |  |  |  |  |  |
| 支援する農業者が生産する農畜産物等の引受けに係る契約期間 | 　　　年　　月　　日～　　　　　　　　　　年　　月　　日 |

　（注１）　支援先の農業者等が複数の場合には、「支援先の農業者等からの調達数量」及び「新規又は拡充量（トン）」欄には、支援先の農業者ごとの数量と全体の数量を記入すること。

 （注２）　促進事業者が施設を使用する場合において、支援先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあっては、支援先の農業者等から調達する農畜産物等と同種の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、この農畜産物等全体の調達量に占める支援先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合はおおむね５０％を超えることが見込まれること。

 （注３）　添付書類で当該調達計画記載事項が把握可能である場合には、その旨を記載すれば足りる。

別記様式第４号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　群馬県知事 　　　　　　様

 公庫又は融資機関の代表者 　印

農業改良資金貸付資格認定申請書の送付について

　農業改良資金融通法（昭和３１年法律第１０２号）第３条第１項の農業改良資金の貸付けについて、令和　　年　　月　　日付けで別添のとおり　　　　　　　　　　　　から農業改良資金貸付資格認定申請書の提出がありましたので、送付したします。

　（別添）

 提出のあった農業改良資金貸付資格認定申請書を添付する。

　　　注　特例対象者が申請者の場合にあっては、別記様式第３号を添付する。別記様式第５号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　群馬県知事　　　　　　　様

 公庫又は融資機関　　　　　　　　　　　印

農業改良資金貸付資格認定に係る貸付残高について（照会）

　このことについて、下記の者から農業改良資金融通法（昭和３１年法律第１０２号）第６条の規定に基づく農業改良資金の貸付資格の認定について申請があったので、同人に係る農業改良資金の融資残高を平成　　年　　月　　日までに、回答されたくお願いします。

記

 　住　　所

 氏　　名

別記様式第６号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　公庫又は融資機関　　　　　　　　　　様

 　　　　　　　群馬県知事　　　　　　　印

農業改良資金貸付資格認定に係る貸付残高について（回答）

　令和　　年　　月　　日付けで照会のあったこのことについては、下記のとおりです。

記

 １．申請者

 　　　住　　所

 　　氏　　名

 ２．融資残高（令和　　年　　月　　日現在）

 円

別記様式第７号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

**農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書**

　　　　　　　　　　　様

 　　群馬県知事　　　　　　　印

　令和　　年　　月　　日付けで提出があった農業改良資金の貸付資格の認定について、別添の計画に記載された農業改良措置に関して、農業改良資金の貸付けを受けることは適当であると認め、その旨を通知する。

　（別添）

　　　提出のあった経営改善資金計画書の写しを添付する。

別記様式第８号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

**農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書**

　　　　　　　　　　様

 　　群馬県知事　　　　　　　印

　令和　　年　　月　　日付けで提出があった農業改良資金の貸付資格の認定について、別添の計画に記載された農業改良措置に関して、農業改良資金の貸付けを受けることは適当でないので、その旨を通知する。

貸付資格を認定しない理由

|  |
| --- |
|  |

　（別添）

　　　提出のあった経営改善資金計画書の写しを添付する。

注　特例対象者が申請者の場合にあっては、経営改善資金計画書に代えて別記様　式第３号に添付された別添（様式３附属）の写しを添付する。別記様式第９号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　公庫又は融資機関の代表者　　様

 　　群馬県知事　　　　　　　印

農業改良資金貸付資格認定審査結果の通知について

　令和　　年　　月　　日付けで　　　　　　　　　　　　　から申請があった農業改良資金の貸付資格の認定については、別添のとおり農業改良資金貸付認定審査結果通知書を交付したので、お知らせする。

　（別添）

　　　申請者に交付する農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書（様式第７号若しくは第８号）の写しを添付する。